【安芸太田町】補助金情報（令和5年度版）

支援制度名	支援の内容	制度の概要	担当窓口連絡先
移住定住応援制度	【空き家改修】 限度額：65万円 補助率：1/3 町内業者利用10万円加算（事業費100万円以上）	町外から移住し、5年以上居住することを条件に住居の購入費用や改修費の1/3（上限65万円）を助成。対象者は転入者、空き家所有者を問わず、改修費負担者に対して助成。ただし、2地域居住住宅は対象外。 町内事業者を利用した場合（100万円以上）は10万円を加算。	企画課 0826-28-2112
空き家バンク家財等処分補助金	限度額：20万円 補助率：2/3	空き家バンクに登録することを条件に、残存する家財の処分費の2/3助成（上限20万円）	企画課 0826-28-2112
子育て世帯定住応援補助金交付事業	①100万円 ②50万円 ③限度額：65万円 補助率：1/3	補助金申請日において、夫婦いずれかが満40歳以下または満15歳以下の子ども（出産予定を含む）がいる世帯に対して10年以上定住することを条件に住宅購入等費用の一部を助成。 ①新築、建売購入（500万円以上） ②中古住宅の購入（150万円以上） ③自己所有住宅の改修（100万円以上） ※①の場合、満15歳以下の子ども1名につき20万円の転入奨励金を加算。 ※①、③の新築、改修の際、町内業者を利用した場合10万円を加算。	企画課 0826-28-2112
木造住宅耐震診断事業	限度額：3万円 補助率：1/3	一部の経費を除き町が負担する。 要件：併用住宅は住居部分が過半のものに限る。	建設課 0826-28-1962
住宅改修助成金交付事業	限度額：10万円 補助率：1/10	自己の所有する住宅を改修する際の工事費の一部を助成する。 工事は町内の事業者に限る。	建設課 0826-28-1962